

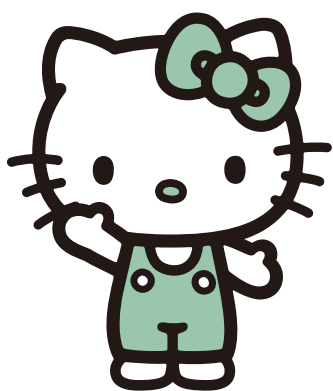
フコクしんらい生命保険株式会社

フコクしんらいレポート

2026

追補版

「フコクしんらいレポート2026」とあわせてご覧ください



HELLO KITTY © 2026 SANRIO CO., LTD.
APPROVAL NO. L670013

本資料は、2025年度決算における経済価値ベースのソルベンシー規則にもとづく情報をご報告するものです。

「フコクしんらいレポート2026」とあわせてご覧いただくことで、当社の財務状況や健全性について、より深くご理解いただけます。



フコクしんらいレポート2026

CONTENTS

2025年度決算における健全性	3
資料編	
保険金等の支払能力の充実の状況 (ソルベンシー・マージン比率)	5
(1)ソルベンシー・マージン比率ならびに適格資本の額 および所要資本の額	6
(2)適格資本の額の構成に関する事項	6
(3)所要資本の額の構成に関する事項	7
(4)経済価値ベースのバランスシートに 関する事項	8
(5)外国証券の種類別差異調整に関する事項	11
(6)保険負債の商品別差異調整に関する事項	11
(7)ソルベンシー・マージン比率、適格資本の額および 所要資本の額の感応度分析に関する事項	11
(8)ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられた 前提および手法に関する事項	12
(9)ソルベンシー・マージン比率の算出および 検証に係る手続および体制の概要	12
生命保険協会統一開示基準項目一覧	13

本誌は保険業法第111条にもとづき作成しております。

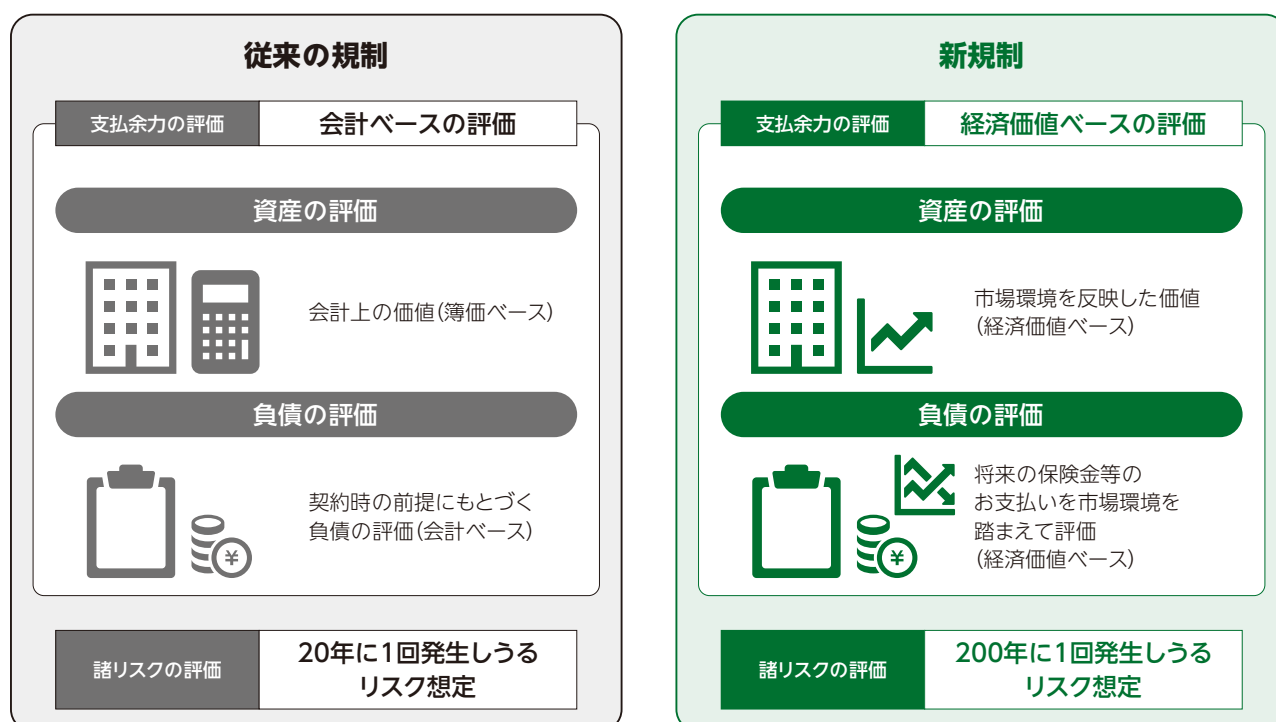
2025年度決算における健全性

経済価値ベースのソルベンシー・マージン比率 ESR(Economic Solvency Ratio)

2025年度決算から、国際的な保険資本規制の考え方にもとづく新たな健全性規制である「経済価値ベースのソルベンシー規制（以下、「新規制」という）」が導入され、ソルベンシー・マージン比率の計算方法が見直されました。

新規制では、保険会社の健全性を、将来の保険金等のお支払いに備える力という観点から、より実態に即して評価します。そのため、資産や負債の評価方法、想定するリスクの水準などが見直され、市場環境の変化をより適切に反映した健全性の把握が可能となりました。

●従来の規制と新規制の違い



●2025年度末のソルベンシー・マージン比率

118.9%

$$\text{ソルベンシー・マージン比率(\%)} = \frac{\text{適格資本の額(支払余力)}}{\text{所要資本の額(諸リスク)}} \times 100$$

ソルベンシー・マージンとは、「支払余力」という意味です。
例えば、大災害や株価の大暴落、パンデミックなど、通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標の一つです。

2025年度末のソルベンシー・マージン比率は、118.9%となりました。

新規制下では、ソルベンシー・マージン比率が100%を下回った場合には、監督当局によって早期是正措置が講じられますが、当社の2025年度末のソルベンシー・マージン比率は監督上求められる水準を上回っています。

【参考】

富国生命グループ
連結ソルベンシー・マージン比率
210.1%

富国生命グループ連結ソルベンシー・マージン比率は、グループ全体の財務健全性を示す指標の一つです。
フコクしんらい生命単体のソルベンシー・マージン比率とは算定対象となる会社の範囲が異なります。

新規制では、将来の保険金等のお支払いに備えるための見積もりを、市場環境を反映した経済価値ベースで評価します。保障期間が長い商品ほど、将来のお支払いを予測する期間も長くなるため、金利などの変動の影響をより大きく受けます。

利率更改型一時払終身保険をはじめ、長期の保障をご提供する保険契約が多い当社は、新しい評価方法の影響を受けやすい特徴があります。

また、この新しい評価方法は、ソルベンシー・マージン比率を算出する際に想定するリスクの信頼水準を引上げることで厳格化し、金融危機や巨大災害などのより広範なリスクに対応した支払余力の評価が行われるようになり、従来の評価方法から大きく変わっています。

そのため、ソルベンシー・マージン比率は従来の規制下の数値と単純に比較することはできません。

今後の財務基盤のさらなる充実に向けて

当社は、将来にわたり安定的に保険金等のお支払いを行うことができるよう、財務基盤の充実とリスク管理の高度化に継続的に取り組んでいます。

その一環として、2026年9月30日に、親会社である富国生命保険相互会社から資本性資金（劣後ローン）※を調達しました。この資本性資金の調達は、健全な財務基盤を維持・強化するとともに、今後の事業展開やリスクテイクに柔軟に対応できる経営基盤の充実を図ることを目的としています。

※資本性資金（劣後ローン）は、通常の借入金よりも返済順位が低く設定されており、損失吸収力を有することから、一定範囲で資本として評価されます。
なお、当社の2025年度末のソルベンシー・マージン比率には、この資本性資金の調達効果は反映されていません。

格付け

日本格付研究所(JCR)
(保険金支払能力格付)

AA

債務履行の確実性は
非常に高い

生命保険会社の格付けとは、独立した第三者である格付会社が、保険金や年金などが契約どおりに支払われる確実性（保険金支払能力）の程度を評価したものです。

- 記載の格付けは、2026年10月末現在のものです。
- 記載の格付けは、当社が日本格付研究所(JCR)に依頼して取得したものです。
- 格付けはあくまでも格付会社の意見であり、保険金の支払などについて保証を行うものではありません。
また、格付会社が継続的に格付けを監視するものであり、将来的には変更される可能性があります。

資料編

保険金等の支払能力の充実の状況 (ソルベンシー・マージン比率)

(1) ソルベンシー・マージン比率ならびに適格資本の額 および所要資本の額	6
(2) 適格資本の額の構成に関する事項	6
(3) 所要資本の額の構成に関する事項	7
(4) 経済価値ベースのバランスシートに 関する事項	8
(5) 外国証券の種類別差異調整に関する事項	11
(6) 保険負債の商品別差異調整に関する事項	11
(7) ソルベンシー・マージン比率、適格資本の額および 所要資本の額の感応度分析に関する事項	11
(8) ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられた 前提および手法に関する事項	12
(9) ソルベンシー・マージン比率の算出および 検証に係る手続および体制の概要	12

(1) ソルベンシー・マージン比率ならびに適格資本の額および所要資本の額

(単位：百万円)

要約	
	2025年度末
適格資本の額 (A)	95,099
所要資本の額 (B)	79,932
ソルベンシー・マージン比率 ((A) / (B))	118.9%

(2) 適格資本の額の構成に関する事項

(単位：百万円)

適格資本の額の構成		
項目		2025年度末
Tier1 適格資本の額 ((B) - (C))	(A)	95,071
Tier1 適格資本に係る基礎項目の額	(B)	97,367
算入制限のない Tier1 資本調達手段の額		35,499
算入制限のある Tier1 資本調達手段の額		—
資本調達手段以外の Tier1 適格資本の額		61,867
剰余金等の額又は利益剰余金等の額		39,264
資本剰余金 (Tier2 適格資本に算入されるものを除く) の額		25,499
その他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の額		△ 4,537
その他の拠出金等の額		—
経済価値ベースの調整額		1,640
Tier1 適格資本に係る調整項目の額	(C)	2,295
無形固定資産 (繰延税金負債相殺後) の額		2,295
繰延税金資産の額		—
前払年金費用又は退職給付に係る資産 (繰延税金負債相殺後) の額		—
他の金融機関等が意図的に保有している Tier1 資本調達手段の額		—
自己の Tier1 資本調達手段への投資の額		—
不適格再保険資産の額		—
処分制約のある資産のうち関連する負債と所要資本を上回る額		—
Tier2 適格資本の額 ((E) - (F) - (G))	(D)	28
Tier2 適格資本に係る基礎項目の額	(E)	28
Tier2 資本調達手段の額		—
算入制限のある Tier1 資本調達手段の制限を超過した額		—
払込済み Tier2 資本調達手段の額		—
払込未済の Tier2 資本調達手段の額		—
資本調達手段以外の Tier2 適格資本の額		28
Tier2 資本調達手段の額に含まれる資本調達手段を発行した結果生じた資本剰余金の額		—
処分制約のある資産のうち Tier1 適格資本から控除される額		—
Tier2 バスケット (上限適用後) の額		28
Tier2 適格資本に係る調整項目の額	(F)	—
他の金融機関等が意図的に保有している Tier2 資本調達手段の額		—
自己の Tier2 資本調達手段への投資の額		—
Tier2 適格資本への上限適用による控除の額	(G)	—
適格資本の額 ((A) + (D))		95,099

(3) 所要資本の額の構成に関する事項

(単位：百万円)

所要資本の額の構成		
項目		2025年度末
生命保険リスクの額	(A)	49,080
死亡リスクの額		12,849
長寿リスクの額		187
罹患及び障害リスクの額		1,297
解約及び失効リスクの額		42,976
経費リスクの額		6,679
マネジメント・アクションの効果の額		△ 9,125
損害保険リスクの額	(B)	－
巨大災害リスクの額	(C)	1,016
市場リスクの額	(D)	37,240
金利リスクの額		26,961
スプレッドリスクの額		7,838
株式リスクの額		8,765
不動産リスクの額		4,410
為替リスクの額		624
資産集中リスクの額		5,225
マネジメント・アクションの効果の額		－
信用リスクの額	(E)	11,392
オペレーショナル・リスクの額	(F)	8,224
マネジメント・アクションの効果の上限超過額	(G)	－
分散効果の額	(H)	25,369
所要資本の額(税効果考慮前)((A)+(B)+(C)+(D)+(E)+(F)+(G)−(H))	(I)	81,585
所要資本の税効果の額	(J)	1,652
所要資本の額(税効果考慮後)((I)−(J))		79,932

(注) 1. 所要資本を構成する各リスクの額は、それぞれの内訳として掲記している額を、分散効果を考慮した所定の相関係数を用いて統合して算出していること等から、内訳として掲記している額の単純和とは一致していません。
2. 巨大災害リスクの額に重要性が乏しいことから、その内訳の記載を省略しています。

(4) 経済価値ベースのバランスシートに関する事項
(2025年度末)

(単位：百万円)

経済価値ベースのバランスシート				
科目	イ	ロ	ハ	ニ
	財務会計 ベースの額	組替えの額	評価替えの額	経済価値 ベースの額 (イ+ロ+ハ)
資産の部				
総資産	1,988,533	31	△ 254,731	1,733,833
現金及び預貯金	56,960	0	－	56,960
コールローン	－	6	－	6
有価証券	1,909,348	△ 8,832	△ 251,739	1,648,776
国債	1,107,199	－	△ 173,047	934,151
地方債	185,760	－	△ 22,734	163,025
社債	578,899	－	△ 55,957	522,942
株式	－	24,409	－	24,409
外国証券	1,928	2,081	－	4,009
その他の証券	35,560	△ 35,322	－	238
貸付金	3,193	－	△ 0	3,193
有形固定資産	240	8,824	8,781	17,846
建物	79	8,824	8,781	17,686
その他の有形固定資産	160	－	－	160
無形固定資産	2,295	－	－	2,295
ソフトウェア	284	－	－	284
リース資産	1,950	－	－	1,950
その他の無形固定資産	60	－	－	60
繰延税金資産	9,747	－	△ 9,747	－
貸倒引当金	△0	－	0	△0
その他資産	6,747	－	－	6,747
再保険回収額		31	△ 2,025	△ 1,994
負債の部				
総負債	1,916,430	△ 24,194	△ 256,371	1,635,865
保険負債(保険契約準備金)	1,892,785	△ 5,164	△ 265,464	1,622,156
現在推計の額(保険契約準備金のうち、規制上の準備金に属するもの以外)	1,887,589			1,589,506
現在推計を超えるマージン(MOCE)の額				32,650
規制上の準備金に属するもの(危険準備金等)	5,195	△ 5,195	－	－
非保険負債	23,644	△ 19,029	9,093	13,708
退職給付引当金	12	－	－	12
価格変動準備金	19,029	△ 19,029	－	－
繰延税金負債	－	－	311	311
未払法人税等	768	－	－	768
その他負債	3,834	－	8,781	12,616
純資産の部				
純資産	72,102	24,225	－	97,968
株主資本合計	76,639	23,624	－	100,264
資本金	35,499	－	－	35,499
資本剰余金	25,499	－	－	25,499
利益剰余金	15,639	△ 600	－	15,039
規制上の準備金		24,225	－	24,225
評価・換算差額等合計	△ 4,537	－	－	△ 4,537
その他有価証券評価差額金	△ 4,537	－	－	△ 4,537
その他	－	600	－	600
経済価値ベースの調整額				1,640

注記事項(経済価値ベースのバランスシートに関する事項)

2025年度末

1. 根拠法令

経済価値ベースのバランスシートは、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号ニの定めにより、令和7年金融庁告示第74号及び令和7年金融庁告示第75号に準拠して作成しております。

2. 継続企業の前提に関する事項

該当する事項はありません。

3. 経済価値ベースのバランスシートの作成方針

(1)資産の評価方法

① 当社における主な資産の評価方法は以下の通りです。

I. 資産の部に計上される金融商品等

金融商品等の額について、財務会計上時価評価されていない満期保有目的の債券、責任準備金対応債券、貸付金等についても時価に評価替えをしております。

なお、組替え対象とした投資信託等については可能な範囲で保有エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産及び取引に基づき計上(以下、「ルックスルー・アプローチ」といいます。)した上で時価に評価替えしております。

金融商品の時価への評価替えにおいては企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」に従って開示された時価を用いております。

II. 再保険を付した保険契約の再保険回収額

再保険を付した保険契約の再保険回収額は、将来キャッシュ・フローの現在価値の確率加重平均の金額を資産の部に計上しております。なお、将来キャッシュ・フロー及び割引率の前提は当該再保険に付された保険契約の前提と整合するように用いております。

また、再保険回収額における再保険金等の回収不能想定額についてはプロポーショナルリティ原則を適用し、回収不能想定額の計算を省略しております。プロポーショナルリティ原則の適用がソルベンシー・マージン比率等の計算結果に与える影響は軽微です。

② 当社は、資産の評価において、不動産投資信託について、原則的な取扱い裏付けとなる個々の資産、負債及び取引に基づいてバランスシートに計上することであるものの、計算結果に対する重要性等を踏まえ、プロポーショナルリティ原則を適用し、簡便的に不動産投資信託の額をレバレッジの比率で調整した額の全てを建物勘定に計上しております。プロポーショナルリティ原則の適用がソルベンシー・マージン比率等の計算結果に与える影響は軽微です。

③ 当社は、資産の評価において、マネジメント・アクションを考慮していません。

④ 当社は、資産の評価において、エキスパート・ジャッジメントを適用していません。

(2)負債の評価方法

① 当社において、負債の評価方法は主に以下の通りです。

I. 経済価値ベースの保険負債

経済価値ベースの保険負債は、現在推計により評価しており、基準日に認識した保険契約に係る将来キャッシュ・フローを見積り、所定の割引率で割り引くことにより算出した現在価値の確率加重平均として現在推計を計測し、さらに当該現在推計に内在する不確実性を考慮したマージンの額(以下、「MOCE」といいます)を上乗せして保険負債を評価します。具体的には次の通りです。

i. 認識

当社は、基準日時点において、契約の当事者となっている全ての保険契約を、当該保険契約に伴う全ての義務が消滅するまで認識しております。

ii. 将来キャッシュ・フローの見積り

a. 契約の境界線

現在推計の計測に含まれる将来のキャッシュ・フローを定義する契約の境界線は、保険契約上の権利及び義務に基づき判断しております。

b. 将来キャッシュ・フローの見積りに含まれる前提

将来キャッシュ・フローを見積る際に用いる死亡率、罹患率、解約・失効率及び更新率等の保険契約者の行動、事業費率に関する前提は、商品の種類別に設定し、直近の実績及び保険契約者の特性を反映しております。

死亡率及び罹患率の前提は、生命保険協会の死亡率調査等の公的データ、直近の実績を組み合わせて設定しております。

解約・失効率の前提は、直近の実績に基づき、保険商品の種類及び経過年度別に見積っております。

事業費率は、直近の経費水準に基づいて将来における経費の見積りを行っております。なお、将来の経費の見積りの際は、インフレーションの調整を行っております。

それぞれの前提条件の設定において用いる実績は定期的にモニタリングしており、その結果は現在推計の測定に反映しております。

また、契約者配当については、現在の配当還元水準をベースとして配当率の前提を定め、調整後スプレッドを考慮したイーールド・カーブを含む経済シナリオに連動して設定しております。

将来キャッシュ・フロー計測には有配当契約の動的配当及び動的解約などの保証とオプションを反映しており、それらについて確率論的計算を行って保険負債を評価しております。

また、支払備金(現在推計のうち既経過責任に係るもの)、契約者配当準備金(未割当を除く)並びに責任準備金の構成項目のうち、前納未経過保険料、据置金、入院責任準備金及び団体保険契約の年金払約については、プロポーショナルリティ原則を適用し、貸借対照表計上額としております。

2025年度末

iii. 割引率

割引率はリスクフリー・レートのイールド・カーブに当社が引き受けた保険契約の集合（「保険契約ポートフォリオ」といいます）ごとの調整後スプレッドを加算して算出しております。

リスクフリー・レートのイールド・カーブは、主に流動的な金利スワップまたは国債から得られる市場金利に基づき設定しております。

調整後スプレッドは、全ての保険契約ポートフォリオを一般バケットに分類して算出しております。主要な年限ごとの割引率（スポット・レート）は以下の通りです。

適用バケット	5年	10年	15年	20年
一般バケット	1.89%	2.49%	3.01%	3.58%

iv. MOCE

MOCEはランオフパターンを用いて算出した将来の推計所要資本の割引現在価値に資本コスト率を乗じて計算しております。

II. 負債の部に計上される金融商品等

金融商品等の額について、時価に評価替えをしております。なお、評価替えにあたっては当社の信用状態の変化を考慮しておりません。

III. 繰延税金負債

繰延税金負債は、財務会計上の繰延税金負債の額に、経済価値評価への調整から生じる繰延税金負債の額を加算し、繰延税金資産と相殺した額を計上しております。

- ② 当社は、負債の評価において、以下の項目について、計算結果に対する重要性等を踏まえ、プロポーショナルリティ原則を適用しております。プロポーショナルリティ原則の適用がソルベンシー・マージン比率等の計算結果に与える影響は軽微です。

- ・支払備金（現在推計のうち既経過責任に係るもの）
- ・契約者配当準備金（未割当を除く）
- ・責任準備金の構成項目のうち、前納未経過保険料、据置金、入院責任準備金及び団体保険契約の年金払特約

原則的な取扱いは将来キャッシュ・フローを見積み、所定の割引率で割り引くことにより算出した現在価値の確率加重平均として現在推計を計測するものであるものの、簡便的に貸借対照表計上額としております。

- ③ 当社は、所要資本の額の計算において、大量解約リスクに係る再保険の出再割合の見直しをマネジメント・アクションとして考慮しており、負債の構成項目であるMOCEの評価においても当該マネジメント・アクションを考慮しております。

- ④ 当社は、負債の評価において、最新かつ信頼できる情報及び現実的な仮定に基づくものとし、保守的または楽観的な偏りのないものと判断しておりますが、将来キャッシュ・フローの見積りに含まれる死亡率、罹患率、事業費率、インフレ率、解約・失効率及び契約者行動に関する前提の一部についてはエキスパート・ジャッジメントを適用しております。

4. 経済価値ベースのバランスシートの作成に関する会計上の見積りに関する事項

経済価値ベースの保険負債

- (1) 当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額1,622,156百万円

- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

- ① 当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額の算出方法

注記3.(2)負債の評価方法に記載の通りです。

- ② 当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額の主要な前提及び翌事業年度の経済価値ベースのバランスシートに与える影響

経済価値ベースの保険負債には、次の主要な前提の変動により、翌事業年度において現在推計及びMOCEが著しく変動する可能性があります。これらの前提に関する情報は注記3.(2)負債の評価方法に記載の通りです。

- I. 死亡率、罹患率、解約・失効率及び更新率等の保険契約者の行動、事業費に関する将来キャッシュ・フローを見積る際に用いる前提

- II. 割引率に関する前提

5. 重要な後発事象

当社は、2026年9月30日付で財務基盤の強化を目的として、富国生命保険相互会社より劣後ローンによる資金調達を実施いたしました。

その概要は次の通りです。

- (1) 借入先……………富国生命保険相互会社
- (2) 借入金額……………40,000百万円
- (3) 借入日……………2026年9月30日
- (4) 最終弁済期限……2061年9月30日
- (5) 資金使途……………財務基盤の強化

なお、本借入金には劣後特約が付されており、当社の清算等の手続においては本借入金に係る債権は一般債務に係る債権に劣後するものとされております。

(5)外国証券の種類別差異調整に関する事項

(2025年度末)

(単位：百万円)

外国証券の種類別差異調整				
項目	イ	ロ	ハ	ニ
	財務会計ベースの額	組替えの額	評価替えの額	経済価値ベースの額 (イ+ロ+ハ)
外国証券	1,928	2,081	－	4,009
国債	－	1,617	－	1,617
地方債	－	－	－	－
社債	1,928	463	－	2,391
株式	－	－	－	－
その他	－	－	－	－

(注)本様式に記載した額は特別勘定等に属するものの額を含んでいません。

(6)保険負債の商品別差異調整に関する事項

(2025年度末)

(単位：百万円)

保険負債の商品別差異調整						
項目	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
	財務会計ベースの額	再保険の グロスアップ	非経済前提の更新	経済前提の更新	その他	経済価値ベースの額 (MOCEの額を除く)
保険負債	1,887,589	31	△ 37,964	△ 260,787	636	1,589,506
生命保険契約等	1,887,589	31	△ 37,964	△ 260,787	636	1,589,506
個人保険	1,587,991	31	△ 45,498	△ 237,630	2,263	1,307,156
個人年金	299,343	－	7,600	△ 23,155	△ 1,626	282,161
団体保険	254	－	△ 66	△ 0	－	187
団体年金	－	－	－	－	－	－
上記以外	－	－	－	－	－	－
損害保険契約等	－	－	－	－	－	－
再保険回収額	－	31	△ 284	51	△ 1,791	△ 1,994
生命保険契約等	－	31	△ 284	51	△ 1,791	△ 1,994
個人保険	－	31	△ 284	51	△ 1,791	△ 1,994
個人年金	－	－	－	－	－	－
団体保険	－	－	－	－	－	－
団体年金	－	－	－	－	－	－
上記以外	－	－	－	－	－	－
損害保険契約等	－	－	－	－	－	－

(7)ソルベンシー・マージン比率、適格資本の額および所要資本の額の感応度分析に関する事項

(2025年度末)

(単位：％、百万円)

感応度分析								
項目	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ
	当期末の数値	円金利 50ベース・ ポイント上昇	円金利 50ベース・ ポイント下降	米ドル金利 50ベース・ ポイント上昇	米ドル金利 50ベース・ ポイント下降	円金利UFR 50ベース・ ポイント下降	株式・不動産 10%下落	為替10%円高
ソルベンシー・マージン比率	118.9	△ 27.0	44.4	△ 0.1	0.2	△ 2.4	△ 3.5	△ 0.2
適格資本の額	95,099	△ 14,699	15,493	△ 82	90	△ 1,365	△ 2,412	△ 149
総資産	1,733,833	△ 68,212	79,533	△ 115	126	375	△ 3,606	△ 208
保険負債の額 (MOCEを除く)	1,589,506	△ 54,497	59,549	－	－	2,358	－	－
現在推計を超えるマージン (MOCE) の額	32,650	1,296	△ 1,535	－	－	△ 307	－	－
非保険負債の額	13,708	△ 311	6,025	△ 32	35	△ 311	△ 1,193	△ 58
純資産の額	97,968	△ 14,699	15,493	△ 82	90	△ 1,365	△ 2,412	△ 149
所要資本の額	79,932	7,532	△ 12,215	11	△ 15	462	374	42
生命保険リスクの額	49,080	8,298	△ 8,711	－	－	△ 671	－	－
市場リスクの額	37,240	△ 1,586	1,033	△ 29	26	684	△ 788	△ 21

(8) ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられた前提および手法に関する事項

2025年度末

1. 現在推計の額の計算に係る前提及び手法

a. 割引率

リスクフリー・レート・イールド・カーブは、主に流動的な金利スワップまたは国債から得られる市場金利に基づき設定しております。

調整後スプレッドは、全ての保険契約ポートフォリオを一般バケットに分類して算出しております。主要な年限ごとの割引率(スポット・レート)は以下の通りです。

適用バケット	5年	10年	15年	20年
一般バケット	1.89%	2.49%	3.01%	3.58%

b. 保険契約に係る将来キャッシュ・フローの計算において考慮した非経済前提の設定方法

将来キャッシュ・フローを見積る際に用いる死亡率、罹患率、解約・失効率及び更新率等の保険契約者の行動、事業費率に関する前提は、商品の種類別に設定し、直近の実績及び保険契約者の特性を反映しております。

死亡率及び罹患率の前提は、生命保険協会の死亡率調査等の公的データ、直近の実績を組み合わせて設定しております。

解約・失効率の前提は、直近の実績に基づき、保険商品の種類及び経過年度別に見積っております。

事業費率は、直近の経費水準に基づいて将来における経費の見積りを行っております。なお、将来の経費の見積りの際は、インフレーションの調整を行っております。

それぞれの前提条件の設定において用いる実績は定期的にモニタリングしており、その結果は現在推計の測定に反映しております。

また、契約者配当については、現在の配当還元水準をベースとして配当率の前提を定め、調整後スプレッドを考慮したイールド・カーブを含む経済シナリオに連動して設定しております。

c. 保険契約に係る将来キャッシュ・フローに反映した保証とオプションの内容及びそれらの評価方法

将来キャッシュ・フロー計測には有配当契約の動的配当、動的解約などの保証とオプションを反映しており、それらについて確率論的計算を行って保険負債を評価しております。

2. 所要資本の額の計算に係る前提及び手法

a. マネジメント・アクション

所要資本の額の計算において、大量解約リスクに係る再保険の出再割合の見直しをマネジメント・アクションとして考慮しております。

b. リスク削減手法

所要資本の額の計算において、生命保険リスクのうち解約及び失効リスクに係る大量解約リスクについて、再保険によるリスク削減効果を認識しております。

3. ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられたその他の重要な前提及び手法

該当事項はありません。

(9) ソルベンシー・マージン比率の算出および検証に係る手続および体制の概要

社内規程等において、ソルベンシー・マージン比率の算出に関する責任部署を定めるとともに、業務部門から独立したソルベンシー・マージン比率の算出全体の検証責任者およびソルベンシー・マージン比率の算出に用いられる保険負債の検証責任者(以下、検証責任者)を選任しています。検証責任者の選任にあたっては、ソルベンシー・マージン比率の計算に関する検証や経営陣への必要な提言を行うに足る保険数理またはリスク管理の知識・経験等に関する適格性、業務部門からの独立性等を勘案しています。また、検証責任者の権限・責任についても社内規程等に定められており、取締役会にて承認を得ています。当該権限には、検証責任者が組織内の者に制限されることなく取締役会等へ直接報告できる権限を含んでいます。検証責任者はソルベンシー・マージン比率の検証に関する報告書を作成し、取締役会は検証結果の報告を受けています。

生命保険協会統一開示基準項目一覧

このディスクロージャー資料は、一般社団法人生命保険協会の定める「ディスクロージャー開示基準」にもとづいて作成しています。本資料では、「Ⅴ財産の状況 7保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)」に関する項目を記載しています。その他の項目は「フコクしんらいレポート2026」に記載しています。

I 保険会社の概況及び組織

- 沿革
- 経営の組織
- 店舗網一覧
- 資本金の推移
- 株式の総数
- 株式の状況
- 主要株主の状況
- 取締役及び監査役
- 会計参与の氏名又は名称
該当ありません
- 会計監査人の氏名又は名称
- 従業員の在籍・採用状況
- 平均給与(内勤職員)
- 平均給与(営業職員) 該当ありません

II 保険会社の主要な業務の内容

- 主要な業務の内容
- 経営方針

III 直近事業年度における事業の概況

- 直近事業年度における事業の概況
- 契約者懇談会開催の概況
- 相談・苦情処理態勢、相談(照会、苦情)の件数、及び苦情からの改善事例
- 契約者に対する情報提供の実態
- 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法
- 営業職員・代理店教育・研修の概略
- 新規開発商品の状況
- 保険商品一覧
- 情報システムに関する状況
- 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況

IV 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

V 財産の状況

- 貸借対照表
- 損益計算書
- キャッシュ・フロー計算書
- 株主資本等変動計算書
- 保険業法に基づく債権の状況
- 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況
該当ありません
- 保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)5
- 有価証券等の時価情報(会社計)
- 経常利益等の明細(基礎利益)
- 10 計算書類等について会社法による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨
該当ありません
- 11 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について金融商品取引法に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨
該当ありません
- 12 代表者が財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認している旨
- 13 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続すると前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容
該当ありません

VI 業務の状況を示す指標等

- 主要な業務の状況を示す指標等
- 保険契約に関する指標等
- 経理に関する指標等
- 資産運用に関する指標等
- 有価証券等の時価情報(一般勘定)

VII 保険会社の運営

- リスク管理の体制
- 法令遵守の体制
- 法第百二十一条第一項第一号の確認(第三分野保険に係るものに限る。)の合理性及び妥当性
- 指定生命保険業務紛争解決機関が存在する場合、当該生命保険会社が法第百五条の二第一項第一号に定める生命保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定生命保険業務紛争解決機関の商号又は名称
指定生命保険業務紛争解決機関が存在しない場合、当該生命保険会社の法第百五条の二第一項第二号に定める生命保険業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容
- 個人データ保護について
- 反社会的勢力との関係遮断のための基本方針

VIII 特別勘定に関する指標等

該当ありません

IX 保険会社及びその子会社等の状況

該当ありません



フコクしんらい生命保険株式会社

〒160-6132 東京都新宿区西新宿8-17-1

TEL 03-6731-2100(代表)

URL <https://www.fukokushinrai.co.jp>

